令和5年8月10日(木)午前9時30分より、8月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

議案第3号 令和5年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(11月分)について

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他 遊休農地調査について

次回農業委員会開催期日 (予定)令和5年9月8日(金) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏

5番 白石和雄 6番 久保滿 7番 井手国春 8番 矢野等司

9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 栁繁彰

12番 秋吉馨 13番 花田由美子14番 渡邉芳治 15番 山見良一

16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之

【欠席委員】19番 松本清美

事務局 辻 祐介 辻 清人

議長 栁 本日の議事録署名人は12番、13番の方お願いします。

事務局 计 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名12番、13番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う使用貸借権設定及び所有権移 転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙によ り付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 外2名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により 提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 令和5年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(11月分)について

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他 遊休農地調査について

議長 栁 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は仮設道設置の一時転用になります。

申請地は、農振農用地となります。町発注のため池浚渫工事により、機械が通れるように幅4mの仮設道を設ける計画です。雨水は自然流下です。汚水雑排水は発生しません。被害防除措置としては土木シートを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。工期は令和5年10月着工の令和6年3月完了予定です。

議長 栁 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

1番 森田委員 甲条のため池ですが7~8年前にも浚渫してもらっています。問題はないかと思います。

議長 栁 皆さんから何かありませんか。

10 番 樋口委員 申請業者は他の箇所でもきちんと土木シートや鉄板を引いて工事が終わったら元の 状態に戻されていますよ。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 そのため池の利用面積はどれくらいのものなんですかね。

1番 森田委員 基盤整備した所にも流れてるので10町分くらいはあるんじゃないでしょうか。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相 当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相 当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天資材置場になります。

申請地は、集団性や公共投資も無く、第1種農地と第3種農地の要件を満たさない 農地であり、第2種農地となります。雨水は申請地の南側に溜桝を設置し、過去に 資材置場として転用している土地に U 型側溝を通し、南側の里道から既存の水路に 放流する計画です。汚水雑排水は発生しません。被害防除措置としては既設のコン クリートブロックと法面の計画です。資金計画、見積書等は確認しております。な お、担当委員さんからの要望もあり、本日は申請者に来ていただいております。

議長 栁 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

5番 白石委員 申請地の真ん中辺りにポンプ小屋があり、隣の農地でポンプから水を引いている所があるようです。個人でされたものか共同でされたものかは分かりません。自分だけで判断するのが難しかったため、本人から話を聞いて皆さんに判断していただけたらと思います。

議長 栁 ポンプはつぶされてしまうの。

事務局 辻 ポンプに関しては利用している人が残してほしいと言われるのであれば残すように

するつもりだとは言われています。

議長 桝 隣接者の同意はどうなっていますか。

うか。

事務局 辻 ポンプを使って水を利用している農地については、所有者は同意されていますが、 耕作者にはまだ話ができていないということでしたので、話をするように伝えてい るところです。また、隣接農地については1箇所だけ話を全く聞いてもらえずに同 意を得られていないそうです。

18番 河野委員 全員の同意が得られていないのであればそもそも審議はできないんじゃないでしょ

事務局 辻 隣接農地の同意については、法定書類ではなく、後々揉め事が起きないように町が 任意で回答を求めているものに過ぎないため、隣接者の同意がないからといって審 議を拒否したりすることはできません。

議長 柳 県の審議会でもよく問題となりますが、法律上は隣地承諾だけでなく水利承諾さえ もなくてもいいとされています。最終的には農業委員会の意見を基に県が判断する ことになりますが、申請書が提出された以上農業委員会では必ず審議をする必要が あります。

18番 河野委員 去年くらいに申請者が500号線沿いで資材置場として転用したところがありませんでしたっけ。そちらはまだ完了してないんじゃないですか。

事務局 辻 そこは別会社で申請されており、許可はされているところになります。 議長 栁 他に皆さんから何かありませんか。なければ申請者を呼んでください。

(申請者入室)

議長 柳 今日は台風の中来ていただいてすみませんね。資材置場に転用することについて何 点かお尋ねします。まず、申請地の中にポンプ小屋があるのはご存知だと思います が、これはつぶすんですか。残すんですか。

申請者 必要があれば残しますし、なければつぶす予定です。当事者と話をして相手がいいようにします。

議長 柳 隣接農地で1箇所だけ同意が得られていないそうですが、どうしてですか。

申請者 自分は相手ときちんと話をしたいという気持ちはありますが、納得してくれないもので。

2番 棚町委員 理由は知っていますか。

申請者 話を全く聞いてくれないので分かりません。

議長 柳 ●●さんは作業現場をいっぱい持っていますよね。何回も言っていますが、農地も 自分が持っている所はきちんと草刈りをして下さい。

申請者分かりました。

議長 柳 別会社で資材置場に転用したところがあると思いますが、トップは同じですので、 そちらもきちんとするようにしておいて下さいね。それでは採決を採りますので申 請者さんは一度退室をお願いします。

(申請者退室)

12 番 秋吉委員 西側の農地は道はきちんとあるんですかね。転用されることで入れなくなってしま う農地がでてきたりはしませんか。

事務局 辻 西側に道がありそこから出入りできるようになっています。道がない部分もありますが、そちらも西側から農地を通って出入りしているようです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相 当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相 当となりました。それでは申請者を呼んで下さい。

(申請者入室)

議長 柳 賛成多数で許可相当とはなりましたが、条件があります。ポンプをどうするかについては所有者と耕作者とよくよく話し合って一筆入れるようにして下さい。また、 同意が得られていない人には何回も通って根気強く話を続けて下さい。後々問題が 起きないようにお願いします。

申請者はい、分かりました。

(申請者退室)

議長 栁 それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は畑1筆437㎡の贈与になります。

議長 栁 担当委員さん何かありますか。

9番 佐田委員 申請者の家の横の畑になります。所有者は他の農地のあっせんを出されていますが、 そちらは条件が悪くなかなか見つかりそうにありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思 われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当とな りました。

続きまして、議案第2号2番から4番の説明をお願いします。同一の申請者ですので一括で審議をお願いします。

<事務局 議案第2号2番~4番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番は畑3筆2,395㎡、田3筆2,101㎡の売買で20,232,000円です。

3番は畑1筆5, 564㎡の売買で10, 571, 600円です。

4番は畑1筆1, 240㎡の売買で496, 000円です。

議長 栁 担当委員さん何かありますか。

1番 森田委員 特にありません。

6番 久保委員 特にありません。

議長 栁 皆さんから何かありませんか。

10番 樋口委員 1筆だけ他と比べて安いのは理由があるのでしょうか。

1番 森田委員 そこは山林化しており、簡単には農地に復元できるような状態ではないためみたいです。

事務局 辻 そこの農地については何年も前からあっせん申し出がなされており、無償でいいからどうにかして欲しいと話があっていたところです。当時の農業委員さんが現地確認に行きましたが、段差もひどく、とても農地としてあっせんはできるようなものではないと諦めていたところでもあります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当 と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当 となりました。

続きまして、議案第2号5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号5番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 5番は畑2筆1,878㎡の売買で1,126,800円です。

議長 栁 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 所有者が機構を使いたくないということで3条での売買となっています。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思 われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当とな りました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 令和5年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(11月分)について説明>

事務局 辻 農地中間管理事業による11月1日から利用開始の一覧になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問しま す。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございま す。全員賛成で許可相当となりました。

> 続きまして、議案第4号1番の説明をお願いします。なお、議事参与の制限のため、 樋口会長代理に議長を一任し、私は退室いたします。

<事務局 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について説明>

事務局 辻 1番は除外で、変更目的は自動車整備工場の敷地拡張です。変更面積は167㎡となっています。転用事業者は中古車販売と自動車整備工場を営んでおり、事業拡大のため、民間車検場を開設する計画です。

議長 樋口 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。

12番 秋吉委員 道路側がいびつにへこんでいるのはどうしてですか。

事務局 辻 水路になっているためです。北側以外は全て水路に囲まれています。

議長 樋口 基盤整備による換地処分により、どうしようもない土地が残されてしまったそうで

す。周りが全て水路に囲まれた小さな農地のため、機械を使うことができずに作付けもできず、ずっと草刈りだけをしてきたそうです。草刈りをするにも機械を抱えて水路を飛び越えないといけないような危ない所になってます。他に皆さんから何かありませんか。それでは1番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。

それでは栁会長を呼んで下さい。

議長 柳 審議ありがとうございました。続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については352㎡の畑1筆の貸借希望です。

議長 栁 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

13 番 花田委員 端っこの農地で昔も借り手を探してなかなか見つからなかったところです。 2 つ隣 の方は隣とまとめて借りられるならという話をされているんですが、隣の方が難しくて。

議長 柳 あっせん委員は大堰校区の委員全員でお願いします。 続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 栁 以上のように解約があっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。 それではこれで全ての議事の審議を終わります。